

病歴及び動物用医薬品の使用歴・指示歴の記入要領

- 本書は、と畜場法施行規則第15条第4項及び第5項の規定に基づいてと畜検査申請書に記入すべき事項の内容を申告するためのものです。
- 内容は正確に記入して下さい。場合によっては生産者や獣医師に問い合わせることがありますが、記入内容の確認がとれるまでは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器法とする）または食品衛生法に違反するおそれがあるためにと畜することができませんので、ご了承下さい。
- 獣医師以外の者が記入する場合には“生産者用”を、獣医師が記入する場合には“獣医師用”を使用して下さい。
- 本書1枚につき1頭分の病歴及び動物用医薬品の使用歴・指示歴（牛は直近3ヵ月、豚は直近2ヵ月）を記入して下さい。ただし、豚の場合は頭数、個体情報及び個体識別方法を記載した診断書を添付することにより、複数頭分をまとめて申告することができます。
- 病畜についても本様式に記入して、診断書と共に当日検査員に提出して下さい。
- 当該獣畜に個体識別番号がある場合は、個体識別番号欄に左詰めで記入して下さい
- 備考欄は、当該獣畜に個体識別番号がない場合の具体的な識別方法(例：背に赤いスプレー塗布)や特記事項がある場合に記入して下さい。
- 薬剤を使用している場合には、使用年月日、病名又は使用(指示)理由、薬剤の製品名及びメーカー、投与量、投与方法について記入して下さい。また、使用した薬剤に使用禁止期間又は休薬期間が設定されている場合にはその日数及び使用禁止(休薬)解除年月日を、設定されていない場合には“なし”と記入して下さい。
- 継続して使用した薬剤は、最終使用年月日を記入して下さい。
- 獣医師が医薬品医療機器法第83条の4第2項ただし書きの規定により薬剤を使用している場合には、承認外使用欄に“○”を記入して下さい。またその場合には、生産者に指示した出荷制限期間を使用禁止期間欄に記入し、動物用医薬品の使用規制に関する省令に基づく出荷制限期間指示書の写しを添付し、申告して下さい。
- 投薬等の処置をしなかった病歴も診断日と共に記入し、投薬した薬剤の欄に“無処置”と記入して下さい。
- “生産者用”の様式で申告する場合、記入内容を証明する書類(帳簿又は使用記録、獣医師による指示書、診断書等)の写しを添付して申告して下さい。
- 二重枠の欄は、島根県食肉公社が使用する欄なので、記入しないで下さい。
- ご不明な点がございましたら、島根県食肉衛生検査所（Tel：0854-85-8011、Fax：0854-85-8012）までお問い合わせ下さい。